様式第2号(第3条関係)

記載例

保有個人情報開示請求書

令和○○年○○月○○日

浜田市長 様

	(ふりが	な)	はま	だ	たり	ろ う	
า ก	氏	名	浜	田	太	郎	

住所又は居所

〒000-0000 浜田市00町000番地00 TEL 000000

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1	開示を請求する保有個人情	報(具体的に記入してくださり	い。
---	--------------	----------------	----

- ② 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに交付された私〇〇〇〇(氏名記載)に係る住 民票交付請求書
- 2 求める開示の実施方法等

(3	(1)	実施方法	(いずれかの□にレ印を記入してください。
~	'/		

□閲覧	┏写しの交付	(送付の希望	□有	☑無)	
□その他()

□法定代理人

□任意代理人

(2) 実施希望日 令

令和〇〇年〇〇月〇〇日

☑本人

3 本人確認等

(1) 開示請求者

	(2) 請求者本人確認書類	
ı	□運転免許証 □個人番号カード □旅券	
	□その他()
	※この開示請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してくださ	さい。
	(3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくださいア 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者	<i>\</i> °)
	(ふりがな) イ 本人の氏名	
l	ウ 本人の住所又は居所	
	(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください	٠,٠
	請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
	(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	
	請求資格確認書類 □委任状 □その他()

(説明事項)

①「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により 開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人 の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

②「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている公文書の名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

③「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法及び希望日を記載してください。

なお、実施の方法及び実施日は、市の定めるところによりますので、希望する方法及び日に対応できない場合があります。

ここに記載がない場合は、開示決定後に「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を別途提出していただきます。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に 規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)、在 留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名 が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示 又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(2) 送付(郵送)による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を<u>送付(郵送)して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。</u>住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

- ・ 「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。
- ・ 代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
- ・ 代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類 (開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状 については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(開示請求の前30日以内に作 成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番 号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。 なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。